

## 健全化判断比率及び資金不足比率の公表について

県や市町村の財政を適正に運営することを目的として、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律(財政健全化法)」が公布され、地方公共団体では平成19年度決算から財政健全化にかかる各指標として、監査委員の審査を受け、監査委員の意見を付した上で議会へ報告し、公表することが義務付けられました。また、平成20年度決算からは基準を超える団体は早期健全化計画あるいは財政再生計画を策定し、早急に改善に取り組まなければならないこととされています。

これらの健全化判断比率の指標としては(1)実質赤字比率(2)連結実質赤字比率(3)実質公債費比率(4)将来負担比率の四つの指標があり、このうち(2)連結実質赤字比率は国民健康保険事業特別会計など全会計を合わせた赤字額の割合を示し、(4)将来負担比率は第三セクターや地方公社なども含めて自治体が将来に負担する債務の大きさを表すものです。

また、各公営企業会計における資金不足比率につきましては、一般会計等の実質赤字に相当するものとして、公営企業会計ごとに算定することとされています。

令和5年度決算数値により算出しました中土佐町の各指標は、下記のとおりとなりましたので公表いたします。

総括表① 健全化判断比率の状況 (令和5年度決算)

Ver.05.00

(単位:%)

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
394017	高知県	中土佐町	-	-	13.5	-
団体区分	5.町村					

(単位:%)

標準財政規模 (千円)	うち臨時財政対策債 発行可能額	早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
	3,865,445	14,843	財政再生基準	20.00	30.00	35.0

総括表 資金不足比率の状況（令和5年度）

（単位：％）

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	会計の名称	資金不足比率
394017	高知県	中土佐町	簡易水道事業会計	-
			農業集落排水事業特別会計	-